

専門職大学院の評価基準モデル（案）に対するその他の意見

評価基準モデル全体に関する意見

- 基準2および3の教育課程とその成果に関わる項目が合計20となっているのに対して、基準4, 5, 6の組織や施設、ファカルティ・デベロップメント等に関わる項目が合計28となっており、教育を支えるための項目に対して教育の実質に関わる項目の評価のウェイトが、やや低いと感じられる。
- 基準や観点の内容は、基本的に大学機関別とほぼ同じであるが、現行の大学機関別評価が、11の基準、約110の観点から構成されていることに比べて、基準、観点とも約半数に減った(統合された)ことは、好ましい改善である。
- 提示された評価基準モデル(案)は、先行する法科大学院に対する認証評価基準を踏まえたものであり、また各種専門職大学院が理論と実務を架橋する高度専門職養成機関として存続するために必要な共通基準及び個別専門分野基準が提示されており、全体的に妥当なものと思料する。
- 評価基準のあり方に関し、評価は生み出された卒業生に対する社会の判断が基本であるとする考え方に立てば、各専門職大学院の教育研究活動はそれぞれの専門職大学院の自主的努力に委ねられるもので、評価基準は最低限にとどめるべきであるとする意見、他方で、基準をあまりにスリム化し過ぎると、評価の現場との乖離が大きくなりすぎるので、基本的な観点それ自体を増やすか、または、基本的な観点についてさらに下位の解釈指針を入れなければ、評価の現場では困惑するとする意見も見られたことを付記する。
- 評価を受ける側といたしましては、各基準についてさらに具体的な指針が示されるとありがたいとの印象をもちます。場合によっては、教育成果や効果、図書の数など数量的に示せる部分があってもいいのかもしれない。
- 設置認可の審査と認証評価を前提としたこの基準案との整合性をどのように担保すべきか、その必要性の有無も含めて検討する必要があるのではないかと。
- 専門職大学院のガバナンス・システムをどのように設計していくべきか検討する必要があるのではないかと。
- 実際の評価に際して必要となるデータを考えると、ややデータの確保に負担がかかりすぎると考えられる項目が見られる。
- いくつか評価の項目が実際には重複すると考えられるものがある。
- この評価基準モデルは、一般的な大学・部局評価の基準に、専門職大学院特有の基準を加えたもののように見える。しかし、このような方法では、専門職大学院にとって最も重要であるはずの実務的教育の充実、理論的教育と実務的教育の融合等のポイントが、必ずしも重視されているようにみえない。一般的な大学・部局評価の基準については、既に様々なところで評価を受ける機会があるので、思い切って簡素化し、先に挙げたような専門職大学院特有の基準を重視するべきである。

分野等に応じた意見

- 公認会計士試験という国家試験が行われている「会計分野」と資格試験を前提としない他の2分野と同じ基準に含めることの説明が必要ではないか。
- 分野については、ビジネスとMOTとは分けるべき。「会計」及び「公共政策」については、専門性が高く、且つ業界においてもその位置付けが明確であり、専門職(スペシャリスト)として実社会で認知されている。一方、「ビジネス」及び「MOT」については、未だその専門性が社会的に認知されていないので、「ビジネス」及び「MOT」に分野を分けるべき。また、分野を分けることにより、「高度な専門性」の意味をより具体的な表現にするべき。なお、6つの「基準」ではなく、「視点」にするべき。
- ビジネス系専門職大学院では、ビジネス界との関係をどのように位置づけていくべきかという視点が重要で、少なくとも卒業生や需要サイドとのコミュニケーションの仕組みを確保していくことが求められる。この点を基準案でどのように表現するか検討する必要があるのではないか。
- 専門職大学院は教育重視とはいえ、特にビジネス・MOT分野では教育コンテンツの開発のためのリサーチ戦略を組織的に実施することが重要である。こうした点はすでに検討済であると推察するが、基準案でどのように表現するか考慮されたい。
- 専門職大学院教育の大きな特色であり評価すべきものとして、理論と実務の架け橋・融合がありますが、このことは単に、研究者教員と実務家教員の割合や実務家教員が特定授業科目をかつての実務経験に基づいて「変わることなく」担当することによって達成されるものではなく、当研究科としてはそれに向けて試行錯誤を重ねながら、懸命に取り組んでいる最中です。そうした取り組みが評価される内容のある基準を望みます。
- 観点 2-1 の知的財産分野について、下記の通り追加することを検討いただきたい。
＜知的財産分野＞
 - (1)教育課程が、企業をはじめとした各機関・組織などにおける知的財産経営に必要な知識、思考力、分析力、表現力を修得させ、複合的視点から理論と実務両面において高い専門性を備えたプロフェッショナルな人材を養成する観点から適切に編成されていること。
 - (2)知的財産に関する法律、経済・経営、自然科学などの多様な分野の科目が教育課程に盛り込まれ、複合的視点から知的財産の戦略展開ができるための科目が教育課程に盛り込まれていること。
- 今後大学評価・学位授与機構において、「臨床心理分野」についての評価項目を検討することとなる際には、次の観点を加えていただきたい。
 - 臨床心理実習は3大領域(教育、医療・保健、福祉等)とその実習内容(以下に例示)を実質的に問う基本的な観点。
例:臨床心理実習は3大領域(教育、医療・保健、福祉)をカバーし、実習内容は臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助を含んでいること。
 - 臨床心理実習施設については、その実質的な充実度(以下に例示)を問う基本的な観点
例:臨床心理実習施設は、事務室1、面接室3以上、遊戯療法室2以上を備えていること。
- 本学のような情報分野における専門職大学院の評価基準モデルとして、教育課程の内容にしかるべき追加が必要と考えます。
- (分野として)「その他」に属している「デザイン系」「コンテンツ系」「ファッション系」でマネジメント志向している専門職大学院に関しては、新たにグループ化をおこなうことも一つの考えかとも思います。

- （事務処理の簡素化と評価の性質について）：まず、認証評価に係る事務処理の簡素化を図れるようにしていただきたい。日本の経営分野の専門職大学院教育はいまだ、その揺籃段階にあり、各大学が多様なミッションをもちその達成のために努力しているところと考えます。そのため、全国統一基準でスペックを定め、そのスペックを満たしているかどうかを判断するというような品質チェックは困難であるばかりか、有意義な評価とはならないと思います。

各大学が、潜在するニーズを見極め、それを提供するという意味での価値創造プロセスが現段階では重要であり、そのような努力を建設的に評価する仕組みとその成果を経営分野の専門職大学院が共有することは有益であります。従って、経営分野の認証評価においては、いわゆる形式的なものに陥ることなく、簡素であるが創造的な内容をもつものを要求することが本筋ではないかと思えます。他の経営分野の専門職大学院が参考にして、有益と感じるような認証評価報告書が提示される形でのフレームワークを作成していただきたい。